

## ○東温市週休 2 日確保工事試行要領

(令和 4 年 11 月 14 日訓令第 13 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手を確保するため、東温市が発注する建設工事の建設現場において実施する週休 2 日の確保に取り組む工事（以下「週休 2 日確保工事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）の 6 日間、夏季休暇（土曜日及び日曜日を除く。）の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態をいう。
- (4) 4 週 8 休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいい、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、東温市が発注する予定価格2,000万円を超える土木工事を対象とする。ただし、週休2日に取り組むことが適切でないと思われる工事を除く。

2 発注者は、前項の規定により週休2日確保工事を対象とした工事について、設計図書に特記仕様書（別紙1）を添付し、対象工事であることを明示するものとする。

（現場閉所日の確保）

第4条 週休2日確保工事の受注者（以下「受注者」という。）は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができる。

3 現場閉所日には、元請及び下請を含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わない。

- (1) 異常気象時等、緊急時の対応であるもの
- (2) 現場見学会等、現場を公開するもの
- (3) 発注者の指示によるもの

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

（実施方法）

第5条 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに工事打合せ簿等により発注者と協議しなければならない。

2 発注者及び受注者は、前項の協議において、第3条第1項ただし書に該当しないことを相互に確認するものとする。

3 受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものとする。

4 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合せ簿等に理由を記載し、発注者に通知するものとする。

5 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。

6 受注者は、第4条第2項により現場閉所日の振替を行う場合は、工事打合せ簿等によりその理由と振替を行う日を監督員に通知しなければならない。

7 発注者は、工事請負変更契約に当たっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。この場合において、受注者は、工事日報等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第6条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、変更請負契約において、現場閉所の状況に応じ、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。ただし、現場閉所の状況が4週6休未満（現場閉所率21.4%未満）の場合は、補正しないものとする。

(1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）

ア 労務費	1.05
イ 機械経費（賃料）	1.04
ウ 共通仮設費率	1.04
エ 現場管理費率	1.06

(2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25.0%以上28.5%未満）

ア 労務費	1.03
イ 機械経費（賃料）	1.03
ウ 共通仮設費率	1.03
エ 現場管理費率	1.04

(3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%以上25.0%未満）

ア 労務費	1.01
イ 機械経費（賃料）	1.01
ウ 共通仮設費率	1.02
エ 現場管理費率	1.03

2 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

3 市場単価の補正については、別紙2のとおりとする。

(工事成績評定)

第7条 4週8休以上を達成した工事に限り、工事成績評定において考慮するものとする。

(留意事項)

第8条 週休2日確保工事の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できるよう工期を延長する。

(2) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。

(3) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入する。

(アンケート調査等)

第9条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート調査等を実施する場合、受注者はこれに協力しなければならない。

(入札公告等)

第10条 週休2日確保工事の試行に当たっては、入札公告等において対象工事である旨を明示するものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別紙1(第3条関係)

特記仕様書

[別紙参照]

別紙2(第6条関係)

市場単価の補正について

[別紙参照]